

登園届(保護者記入)

あそびのてんさい保育園施設長 殿

園児名:

令和 年 月 日、 医療機関「」

において診断を受け、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と診断されましたので

令和 年 月 日 から登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

印

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育園に通う子どもがよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

〈病名〉該当疾患に✓をお願いします。

✓	病 名	登園の目安
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身症状がよい
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢の症状が治まり、24 時間以上経過していて、普段の食事がとれるこ と。 医師に集団生活が可能と認められること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウィルス感染症	解熱し、呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状が治まり、全身状態が良いこと
	新型コロナウイルス感染症	発症から5日経過かつ解熱後3日経過していること

2018 年改定版厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドラインより